その他告示

○国土交通省告示第千三百三十号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年十一月六日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和八年十一月六日　　国土交通大臣　井林　辰憲

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
東関東自動車道水戸線	成田市吉岡字大安場一三二一番八から同市吉岡字大安場一三四二番四八まで	令和八年十一月七日十五時

○国土交通省告示第千三百三十一号

排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（平成十八年国土交通省告示第三百四十八号）第三条の規定により、別表に掲げる原動機を排出ガス対策型原動機に認定する。

令和八年十一月六日　　国土交通大臣　井林　辰憲

（別表）排出ガス対策型原動機

認定番号	原動機の名称及び型式	申請者
3－87	ＳＡＡ６Ｄ170Ｅ－５－Ｃ	(株)小松製作所

○国土交通省告示第千三百三十二号

賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律施行規則（令和二年国土交通省令第八十三号）第二十条の規定に基づき、一般社団法人賃貸不動産経営管理士協議会（登録証明事業（二）第〇〇一号）から登録証明事業を行う者の代表者を変更する届出があったので、同規則第二十九条第三号の規定により次のとおり公示する。

令和八年十一月六日　　国土交通大臣　井林　辰憲

一　変更後の代表者の氏名　坂本　久

二　変更年月日　令和八年十月三十日

○国土交通省告示第千三百三十三号

管理業務に関する実務についての講習を指定するための基準等（令和三年国土交通省告示第四百八十六号）第七条の規定に基づき、一般社団法人賃貸不動産経営管理士協議会（指定講習（二）第〇〇一号）から指定講習事務を行う者の代表者を変更する届出があったので、同告示第十四条第三号の規定により次のとおり公示する。

令和八年十一月六日　　国土交通大臣　井林　辰憲

一　変更後の代表者の氏名　坂本　久

二　変更年月日　令和八年十月三十日

○関東地方整備局告示第二百三十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年十一月六日から二週間国土交通省関東地方整備局及び同局千葉国道事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年十一月六日　　関東地方整備局長　西澤賢太郎

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四百六十八号

(三)　指定する道路の部分

区間	幅員	延長
成田市吉岡字大安場一三二一番一三から千葉県香取郡多古町喜多字犬ケ谷三一九番一四まで	二四・一七～二八七・四七メートル	九・一一六キロメートル

(四)　指定する期日　令和八年十一月六日

○関東地方整備局告示第二百四十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十八号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年十一月六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年十一月六日　　関東地方整備局長　西澤賢太郎

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四百六十八号	千葉県香取郡多古町一鍬田字馬場山八六番二から同町一鍬田字木戸向五二番二八地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局千葉国道事務所
〃	千葉県香取郡多古町一鍬田字大ヨロ三番三から同町一鍬田字大ヨロ一番五まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	〃
〃	千葉県香取郡多古町間倉字後田六〇一番一から同町間倉字宮台三五番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	〃
〃	千葉県香取郡多古町飯笹字大藏一三六七番一八から同町飯笹字大藏一三六七番一九まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	〃

供用開始の期日　令和八年十一月六日

○関東地方整備局告示第二百四十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年十一月六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年十一月六日　　関東地方整備局長　西澤賢太郎

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四百六十八号	成田市吉岡字大安場一二九五番八九から千葉県香取郡多古町喜多字犬ケ谷三一九番一四まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局千葉国道事務所

供用開始の期日　令和八年十一月七日十五時

○関東地方整備局告示第二百四十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年十一月六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年十一月六日　　関東地方整備局長　西澤賢太郎

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
山梨県南巨摩郡身延町波木井字大切二九二五番から同町波木井字大切二九二六番一まで	前	六三・〇〇～七三・二四メートル	〇・〇〇七キロメートル
	後	六四・四五～七四・二六メートル	〇・〇〇七キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所